

## (2) 包括的支援事業

### ① 地域包括支援センター運営事業の現状と課題、第7期における方針

#### イ 現状

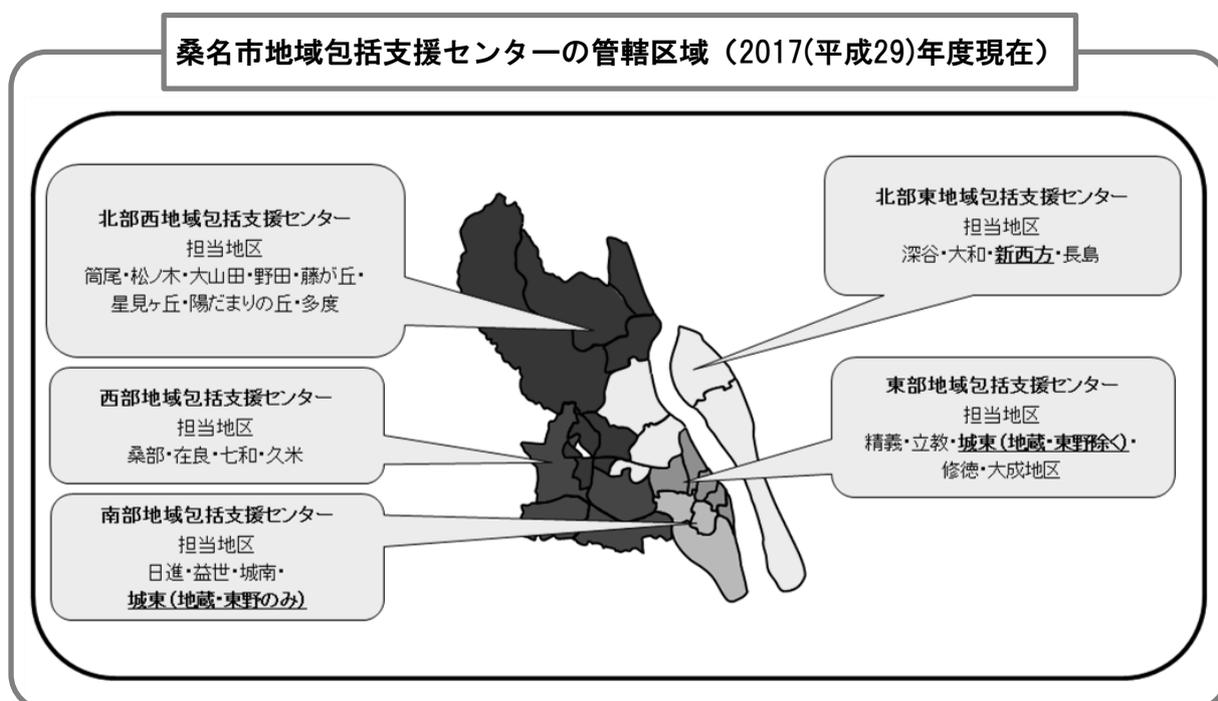
##### 1) 位置づけ

地域包括支援センターは、介護保険の保険者である桑名市の委託を受けて、「介護予防ケアマネジメント事業」及び「一般介護予防事業」のほか、「包括的支援事業」、「任意事業」を実施する準公的機関として位置づけられ、地域包括ケアシステム構築にあたって重要な役割を担うことが期待されています。このことについて、様々な機会を通じて地域の関係者等へ周知を進めています。

また、地域共生社会の実現に向けて、2017（平成29）年度から、桑名市北部西地域包括支援センターのブランチとして「福祉なんでも相談センター」を、大山田コミュニティプラザ内に開設し、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等福祉分野の包括的な相談支援を行っています。

##### 2) 管轄区域

65歳以上、75歳以上の人口が地域包括支援センターの管轄区域ごとに概ね平準化されるように設定しています。



### 3) 職員配置

高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加が懸念される中で、地域包括ケアシステム構築にあたって重要な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図ることが求められています。こうした中で、2015（平成27）年度より、保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員をそれぞれ2名ずつ配置できるように職員体制の充実を図っており、具体的には地域包括支援センター事業運営方針に従って運用しています。なお、「桑名市総合計画」の中においても、地域包括支援センターの機能強化・充実を図ることが盛り込まれています。

### 4) 事業運営方針

地域包括支援センターが、「マネジメント」機能を十分に発揮できるよう、毎年度、次に掲げる事項を重点に置いた地域包括支援センター事業運営方針を提示しています。

- ① 地域包括支援センターの位置付けに関する自覚の徹底
- ② 高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントのための「チームプレー」の励行
- ③ 介護予防や日常生活支援に資する地域づくりの推進のための「プレーヤー」から「マネージャー」への転換

### 5) 実績の評価及び情報の公表

地域包括支援センター事業運営方針で提示した具体的な方針に基づき、「桑名市地域包括支援センター運営協議会」の機能を引き継いだ「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」において、毎年度、一次評価としてプレゼンテーションの手法を用いて地域包括支援センターの実績評価を行っています。また、これと併せて二次評価として、地域包括支援センターの体制及び事業実績に基づき、自己評価、ヒアリング等をもとに総体的な実績評価を行っています。

これらの評価をもとに、地域包括支援センターの取組を改善・見直しすること等によりPDCAサイクルを循環させ、地域包括支援センターの機能向上等を図っていきます。

## ロ 課題

- ・地域包括支援センターの位置づけについて周知を進めていますが、まだ地域の関係者の中で十分に共通理解を得られていない懸念があります。
- ・城東地区は、地蔵・東野のみ桑名市南部地域包括支援センターの管轄区域であり、それ以外は桑名市東部地域包括支援センターの管轄区域となっています。また、新西方地区については北部東地域包括支援センターの管轄区域となっています。これらの管轄区域について、地域住民の生活状況や地理的な観点等からの実情を配慮した区域設定が必要という意見も出ています。
- ・職員配置について機能強化のために専門職を各2人ずつ配置できるようにしていますが、職員採用等の事情により実際に配置がかなわず、期待される事業運営が十分に実施できていないセンターもあります。
- ・毎年度提示している地域包括支援センター事業運営方針が、各職員に十分浸透していない懸念があります。また、地域包括支援センター職員における職種等に応じた部会で各事業の推進に向けた協議を行っていますが、それぞれの役割や方針があいまいな部分があります。
- ・実績評価の評価項目やプレゼンテーションの手法等を適切に見直し、地域包括支援センターの機能向上に資するものとしていく必要があります。

## ハ 第7期における方針

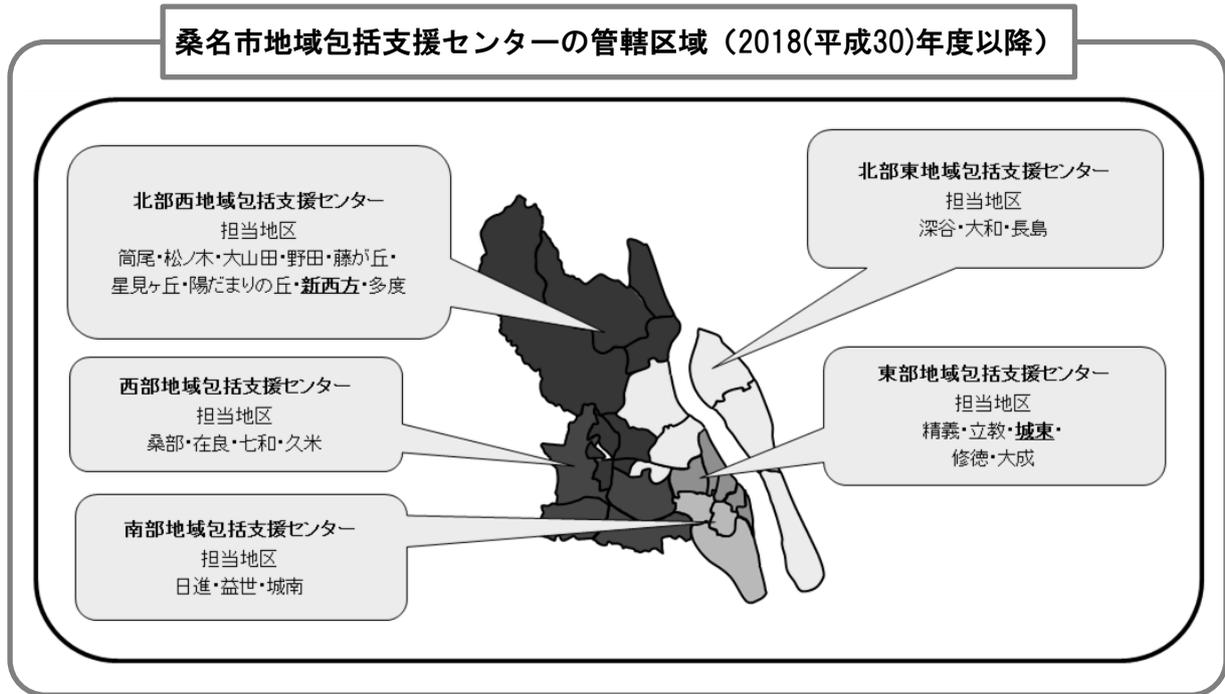
### 1) 位置づけ

地域包括支援センターの位置づけが、地域の関係者の中で十分に共通理解がされるよう更なる地域活動及び周知を図っていきます。また、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等福祉分野の包括的な相談支援を実施する「福祉なんでも相談センター」の実績を踏まえて、今後の包括的な相談支援体制の在り方を検討し、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを推進します。

### 2) 管轄区域

城東地区の地蔵・東野、また新西方地区については、地域住民の生活状況や地理的な観点等での実情を考慮し、具体的には、2018（平成30）年度より城東地区全域を桑名市東部地域包括支援センターの管轄区域とし、新西方地区については桑名市北部西地域包括支援センターの管轄区域とします。

## 桑名市地域包括支援センターの管轄区域（2018(平成30)年度以降）



### 3) 職員配置

地域包括ケアシステム構築にあたって重要な役割を担う地域包括支援センターの機能が十分に発揮できるように地域包括支援センターの機能強化・充実を図るために、介護保険法施行規則の基準に従って、対象となる人口に合わせた職員配置ができるようにしていきます。

### 4) 事業運営方針

地域包括支援センター事業運営方針を毎年度提示し、桑名市の方針を明確化するとともに、地域包括支援センターに対してのマネジメント（管理）機能を十分に発揮できるように担保していきます。また、地域包括支援センター職員における職種等に応じた部会においても、地域包括支援センター事業運営方針を拠り所として、それぞれの事業運営について実務者レベルでの規範的統合が図られるようにしながら協議を推進していきます。

### 5) 実績の評価及び情報の公表

実績評価の項目を再検討し、公平公正な評価ができる評価項目を設定するとともに、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会におけるプレゼンテーションについては、地域包括支援センターの取組が十分発表できるよう工夫していきます。こうしたことにより、地域包括支援センターの機能向上に資する適切な実績評価を実施していきます。

## ② 総合相談支援事業の現状と課題、第7期における方針

### イ 現状

地域包括支援センターにおいて、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、適切なサービスの利用等につなげる支援を行っています。

また、支援を必要とする高齢者を早期に発見して、適切に支援することを目的として、「高齢者見守りネットワーク事業」を実施し、民間事業者等の協力のもと高齢者の異変に気付いたときには桑名市に通報していただくよう民間事業者等と協定を締結しています。

### ロ 課題

- ・前述のとおり、2017（平成29）年4月より「福祉なんでも相談センター」を開設し、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等福祉分野の包括的な相談支援を行っていますが、実績を評価した上で包括的な相談支援体制の在り方を検討する必要があります。
- ・また、地域生活を考える上では、地域における見守りの対象は高齢者に限定されるものではなく、障害者や子ども、子育て家庭を含めた仕組みにしていく必要があります。

### ハ 第7期における方針

地域包括支援センターにおいて、引き続き、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者における相談体制の整備を推進します。

また、「福祉なんでも相談センター」の実績を評価した上で、包括的な相談支援体制の在り方を検討し、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを推進します。

さらに、従来の高齢者のみに限定した「高齢者見守りネットワーク事業」から、地域共生社会の実現に向けて、高齢者をはじめ、障害者、子ども及び子育て家庭も含めて見守りの対象を拡大し、民間事業者等の協力を得ながら、公民連携による地域における見守りのネットワークを構築していきます。

### ③ 権利擁護事業の現状と課題、第7期における方針

#### イ 現状

高齢者虐待、認知症、経済的困窮、成年後見、消費者被害等で権利擁護を必要とする高齢者について、ニーズに応じた制度やサービスを媒介することは重要です。

桑名市では、成年後見制度の利用促進として、2007（平成19）年度以降、成年後見センター・リーガルサポート三重支部に所属する司法書士の協力を得て、成年後見制度に関する相談会を定期的に開催しています。

また、2015（平成27）年度より「桑名市福祉後見サポートセンター」を設置し、成年後見制度についての相談支援、法人後見の受任、市民の方への広報・啓発活動、市民後見人の養成・マッチング等を行っています。2017（平成29）年7月には桑名市として初めてとなる市民後見人が誕生しました。

さらに、高齢者虐待を防止するためには、地域の関係者で相互に連携して対応することが重要であり、2008（平成20）年度以降、地域の関係者の参画を得て、高齢者虐待に関する事例検討を内容とする「桑名市高齢者虐待防止ネットワーク委員会」を定期的に開催しています。

このほか、日常生活自立支援事業（桑員日常生活自立支援センター：桑名市社会福祉協議会）の実施、弁護士、司法書士等の法律専門職と福祉専門職の参加を得て高齢者虐待防止研修会の定期開催等を行っています。

#### ロ 課題

- ・今後、独居世帯や認知症高齢者等が増えていく予測の中、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による後見人以外にも、地域の実情に精通し、市民目線での対応が期待できる市民後見人を充実し、そのフォローを行っていくとともに、市民や関係者に成年後見制度の理解を促進していくことが必要です。
- ・「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに適切な対応をとる必要があり、早期発見・早期対応のさらなる推進、困難事例等に対する職員のスキルアップ、さらに関係機関との連携の充実等が図られる必要があります。
- ・桑名市や地域包括支援センターが実施する研修の中には、内容が類似した研修等が行われることがあり、整理する必要があります。

## ハ 第7期における方針

権利擁護事業の推進にあたっては、

- ① 高齢者が重度の医療や介護を必要とする状態となって初めて明らかになった高齢者世帯の困難事例の解決に追われる、という「後手」の対応から
- ② 一定のリスクを抱える高齢者について、可能な限り早期に把握し、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、包括的かつ継続的に支援する、という「先手」の対応へ

の構造的な転換を実現することが求められます。こうした観点を持ちながら、ニーズの把握、早期発見・早期対応のさらなる推進、職員の資質向上、関係機関との連携をさらに推進していきます。

また、成年後見制度の利用促進については、本計画で定める「成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）」（197頁参照）をもとに推進し、適切な制度運用につなげていきます。

さらに、高齢者虐待への対応については、法律に基づき、速やかに適切な対応をとれるよう関係機関との連携を図り、高齢者の尊厳のある生活の維持・向上を図っていきます。このほか、職員の資質向上を図るために、研修会等を効果的に開催していきます。

#### ④ 地域ケア会議推進事業の現状と課題、第7期における方針

桑名市では、地域ケア会議の一類型として「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」を位置づけるとともに、次に掲げる会議を地域ケア会議として位置づけています。

- ① 地域支援調整会議
- ② 地域生活応援会議
- ③ ケアミーティング

##### イ 地域支援調整会議

###### 1) 現状

地域の高齢者世帯における困難事例の解決のため、地域包括支援センターが桑名市と連携して、「地域支援調整会議」を開催しています。

高齢者虐待、成年後見制度利用、経済的困窮等の困難事例対応に際して適宜開催しており、多職種が連携し、高齢者世帯の困難事例の解決に努めました。

###### 2) 課題

- ・会議では、困難事例の解決に向けて関係者が多職種協働で検討を進めており、今後も必要に応じて開催していく必要があります。
- ・高齢者施策だけでは、解決できない複合化した課題が増えており、また早期の介入支援も求められています。

###### 3) 第7期における方針

困難事例の解決のため、関係機関の連携を図りながら、引き続き地域支援調整会議を開催します。

また、会議開催にあたっては、高齢者施策に係る支援者以外にも、関係機関や関係者に出席を広く呼びかけ、より良い支援方針を協議する場としていきます。

##### ロ 地域生活応援会議

###### 1) 現状

新規に要支援又は基本チェックリスト該当と判定された高齢者を対象に多職

種協働による介護予防に資するケアマネジメントを実践するための地域ケア会議である「地域生活応援会議」を開催しています。

この会議の趣旨は、介護保険の基本理念である高齢者の自立支援を「机上の空論」から「現場の実践」へ転換することと、高齢者の自立支援に向けたマネジメントを「個人プレー」から「チームプレー」へ転換していくことであり、ケアマネジメントの資質の向上を図るとともに、個別ケースの課題分析の積み重ねにより地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりなどの政策形成につながる重要な会議となっています。

## 2) 課題

- ・第6期計画において、新規に要支援又は基本チェックリスト該当と判定された高齢者以外にも対象者を拡大することを検討する旨の記載をしていますが、その対象者の拡大が図られていません。
- ・総合事業の運用の変更に伴い、地域生活応援会議の実施方法（開催時期等）を見直す必要があります。
- ・個別ケースの課題から見えてくる地域課題を抽出し、その課題を検討する場や政策形成を検討する場へつなぐ流れを明確にする必要があります。

## 3) 第7期における方針

地域生活応援会議を引き続き開催し、介護予防に資するサービスの提供及び在宅生活の限界点を高めるサービスの提供を実現するための多職種協働によるケアマネジメントを実践していきます。その中で、地域生活応援会議の意義や効果について「見える化」を行うことにより、さらなる高齢者の自立支援の推進に取り組みます。

これまでは会議の対象として、新規に要支援認定または事業対象者と判断されて在宅サービスを利用しようとする者を対象としてきましたが、これに加えて、要介護認定者や新規ではない要支援認定者にも対象を広げることを検討します。なお、この対象者の拡大にあたっては、これまでと同様に会議の趣旨である介護予防に資するケアマネジメントの推進に加え、会議を開催することにより、利用者の有益性及びサービスの利用が適正化される効果が期待できるように対象者を抽出することを検討します。

また、会議の対象としてきた事例のうち、がん末期等の治癒困難な状態の事例や短期入所のみでのサービス利用の事例は、原則、会議の対象から除外します。

なお、総合事業における「くらしいき教室」のサービス提供期間を原則3か月とすることや「いきいき訪問（仮称）」のサービスを開始することに伴って、地域生活応援会議の運用もこれに応じて変更します。このほか、会議の効率化も推進しながら、効果的に会議を開催していきます。

また、地域生活応援会議後に介護保険を「卒業」した人のその後についても引き続き把握し、継続した支援に努めていきます。

さらに、地域生活応援会議において個別ケースの課題分析の積み重ねにより地域課題を抽出した上で、地域に必要な資源開発や地域づくりなどの政策形成につなげていく流れを明確にしていくような方策を検討します。

## ハ ケアミーティング

### 1) 現状

新規に要介護・要支援認定の申請をした高齢者について、要介護・要支援認定又は「地域生活応援会議」に先立って暫定的にサービスを利用しようとするときには、「ケアミーティング」を開催し、その理由を確認するとともに、導入する介護保険サービスの内容が適切かどうかを、担当する介護支援専門員、地域包括支援センター及び桑名市で検討しています。

### 2) 課題

- ・要介護・要支援認定の結果が出る前の暫定的なサービス利用に関して、今後適切な運用を確保する必要があります。

### 3) 第7期における方針

引き続き暫定的なサービス利用についてケアミーティングで確認し、適切な制度運用につなげていきます。また、この場合においても、介護給付費適正化の視点から担当する介護支援専門員に対して適切なケアプラン作成を促していきます。

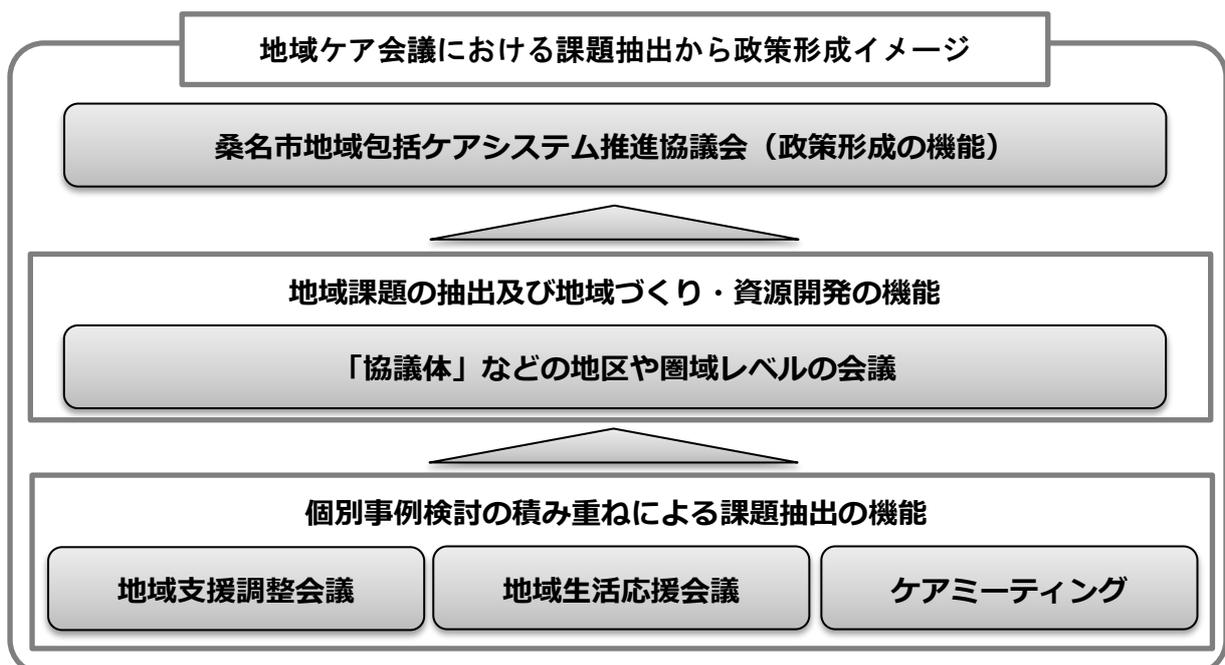
## 二 地域ケア会議における機能の推進

地域ケア会議は、「個別課題の解決」、「地域包括支援ネットワークの構築」、「地域課題の発見」、「地域づくり、資源開発」及び「政策の形成」の5つの機能を有することが求められています。

桑名市では、地域ケア会議における課題抽出から政策形成への流れを次のように整理し、こうした流れを参考として、地域の実情に即した政策の形成・実施を推進します。

- ① 地域支援調整会議、地域生活応援会議及びケアミーティングにおいて、それぞれの対象者における個別事例の検討の積み重ねにより課題抽出の役割を担います。
- ② 生活支援コーディネーターが主体となり、地域住民や関係者等が参画し、概ね地区を単位として開催する「協議体」（177頁参照）等の地区や圏域において開催する会議で、①の課題をもとに地域に共通する課題や有効な支援策を検討し、必要な地域づくりや地域の資源開発等につなげていきます。
- ③ ②の検討状況を踏まえて、桑名市としての政策形成の必要性等について、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会において協議を行います。

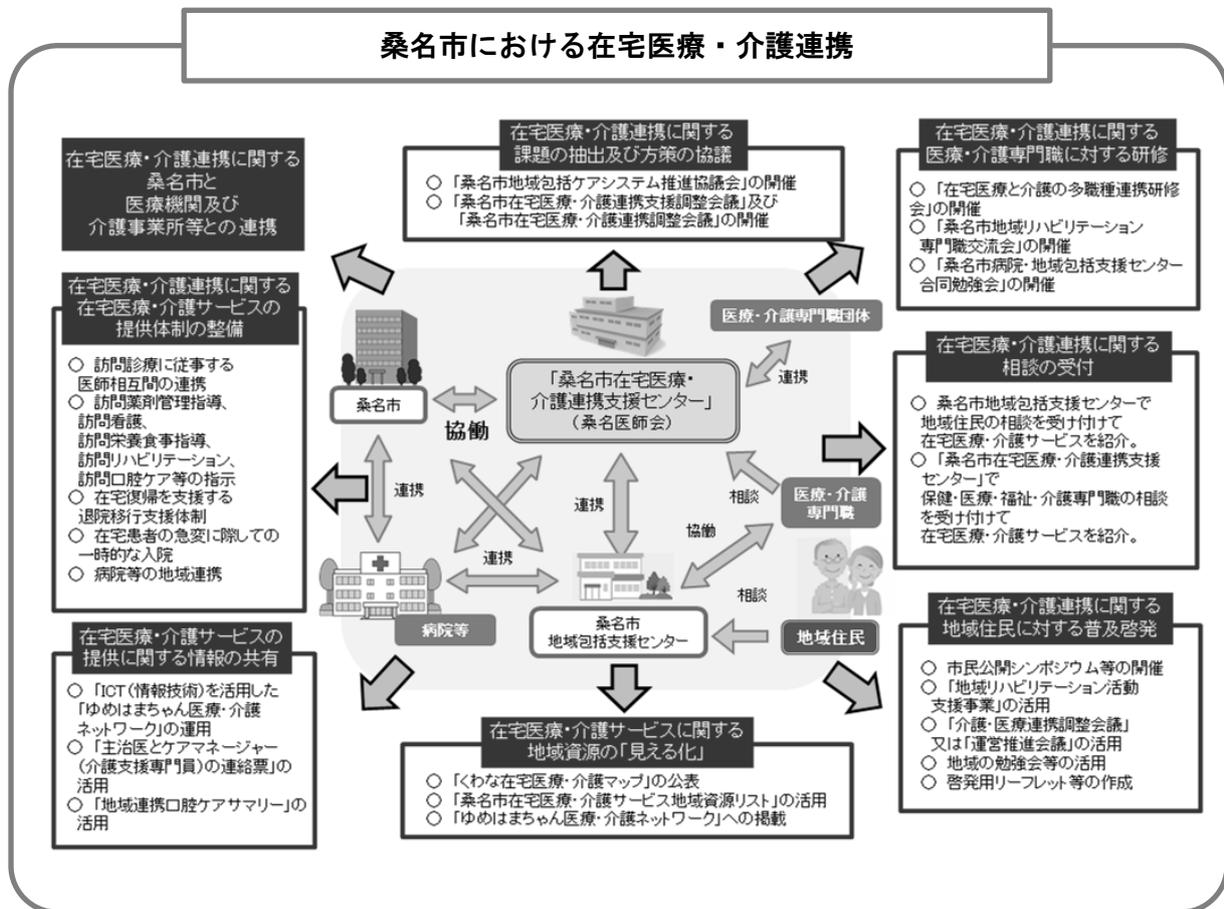
なお、②の概ね地区を単位とした「協議体」等における検討にあたっては、ワークショップ等の手法をもとに試行的な取組を実施する等、地域住民が参加しやすく、また地域の資源開発につながりやすい運用方法を検討します。



⑤ 在宅医療・介護連携推進事業の現状と課題、第7期における方針

少子高齢化社会に対応して「病院完結型医療」から「地域完結型医療」への構造的な転換を実現するためには、在宅介護と連携した在宅医療を推進することが求められます。このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、郡市区医師会等と連携しながら、地域の関係機関との連携体制の構築を図る必要があります。

こうしたことを踏まえて、桑名市では、2015（平成27）年度から、「在宅医療・介護連携推進事業」を実施しています。



## イ 在宅医療・介護連携推進事業の推進

### 1) 現状

2015（平成27）年度より、桑名医師会に委託し「桑名市在宅医療・介護連携支援センター」を開設しました。桑名医師会と市が協働して、在宅医療・介護連携推進事業を推進しています。また、「桑名市在宅医療・介護連携推進協議会」及び「桑名市在宅医療・介護連携調整会議」を設置し、事業推進の方策や課題に対する対応策についての検討を行っています。

### 2) 課題

- ・設定された事業項目に関する取組をこなすことが目的になり、目標があいまいになる懸念がありました。
- ・医療・介護関係者等が一体となって体制構築を行うためには、目標と課題の共有、評価と検証が必要不可欠です。

### 3) 第7期における方針

在宅医療・介護連携支援事業を効果的かつ効率的に推進するための計画立案のプロセスとして、事業の目標を持ち、PDCAサイクルを取り入れて評価・検証するため、提供体制、活動・連携状況などにおける指標を設定して、定点観測を行っていくほか、現状と目標との差を「見える化」し、関係者で共有する方法を検討します。なお、指標には、

- ① 要介護・要支援認定に関するデータ
- ② 介護給付及び予防給付に関するデータ
- ③ 「桑名市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ
- ④ 後期高齢者医療及び国民健康保険のレセプト
- ⑤ ヒアリングやアンケート調査結果等の活用を検討します。

## ロ 在宅医療・介護連携に関する相談の受付

### 1) 現状

個々の事例について、在宅医療・介護連携を支援するためには、地域包括支援センターで地域住民の相談を受け付けて在宅医療・介護サービスを紹介するほか、地域包括支援センター、医療機関、介護事業所等の保健・医療・福祉・介護専門職の相談を受け付けて在宅医療・介護サービスを紹介する窓口を開設することも重要です。

そこで、2015（平成27）年度より、「桑名市在宅医療・介護連携支援センター」において、市内医療・介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談を受け付け、必要に応じて情報提供と支援を行っています。

### 2) 課題

- ・在宅医療・介護連携の拠点としての情報収集と整理が必要です。
- ・バックベッド（在宅患者用のいつでも入院できる病床）の空き状況等の把握と情報提供の仕組みを確立する必要があります。

### 3) 第7期における方針

「桑名市在宅医療・介護連携支援センター」において、在宅医療・介護連携の拠点として、医療・介護関係者からの相談に対して、把握した地域資源情報と蓄積した事例を相談や情報提供に活用し、スムーズな医療と介護の連携が行われるよう支援体制を整えていきます。

## ハ 在宅医療・介護サービスに関する地域資源の「見える化」

### 1) 現状

在宅医療・介護連携を推進する環境を整備するため、在宅医療・介護サービスに関する地域資源の「見える化」を図ることは、重要です。

そこで、市内関係機関の協力により、市民向けに医療機関・介護事業所等の一覧と地図上の位置を掲載した、「くわな在宅医療・介護マップ」を作成し、ホームページで公表しました。

また、医療・介護専門職向けに、在宅医療と介護に関する詳細な情報を掲載した「桑名市在宅医療・介護サービス地域資源リスト」を作成し、関係機関に配布するとともに、ICTを活用した情報共有システム「ゆめはまちゃん医療・介護ネットワーク」に掲載を行いました。なお、その後は、関係機関に追加・修正等についての確認を行い、情報を更新しています。

### 2) 課題

・「くわな在宅医療・介護マップ」及び「桑名市在宅医療・介護サービス地域資源リスト」については、掲載内容が、関係者の意見や活用状況を反映し、より利用価値の高いものになるよう整理が必要です。また、これらの活用状況の把握を随時行っていく必要があります。

・「くわな在宅医療・介護マップ」については、ホームページだけの掲載では市民の利便性が低いことから紙媒体の冊子を作成していますが、その他の公表の仕方も検討する必要があります。

### 3) 第7期における方針

今後は、活用状況を把握し、関係者の意見を反映させながら市民向け「くわな在宅医療・介護マップ」と関係者向け「桑名市在宅医療・介護サービス地域資源リスト」の更新を定期的に行い、「くわな在宅医療・介護マップ」をホームページで公表し、「桑名市在宅医療・介護サービス地域資源リスト」を「ゆめはまちゃん医療・介護ネットワーク」に掲載します。

また、「ゆめはまちゃん医療・介護ネットワーク」の地域資源一覧機能を活用して、関係者向けの地域資源に関する情報について最新情報が提供できるよう努めます。

## 二 在宅医療・介護連携に関する課題の抽出及びその解決のための方策の協議

### 1) 現状

「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」のほか、在宅医療・介護連携に関する実務に従事する医療・介護専門職団体の代表等によって構成される「桑名市在宅医療・介護連携推進協議会」及び「桑名市在宅医療・介護連携調整会議」において課題抽出と進捗状況の報告を行っています。また、在宅医療・介護連携に関する実態や課題把握のため、「桑名市在宅医療意識調査」及び各職種別のヒアリングを実施しました。

### 2) 課題

・関係者間で、事業の目標と課題の共有ができていない部分があります。

### 3) 第7期における方針

「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」、「桑名市在宅医療・介護連携推進協議会」及び「桑名市在宅医療・介護連携調整会議」にて引き続き協議を行い、在宅医療・介護連携を推進します。また、桑名市は、前述の協議を踏まえて、在宅医療・介護連携事業の目標設定と計画立案を行います。

## ホ 在宅医療・介護連携に関する地域住民に対する普及啓発

### 1) 現状

在宅での看取りを含め、在宅介護と連携した在宅医療が推進されるよう、地域住民に対する普及啓発を図るため、「桑名市在宅医療・介護連携調整会議」の委員と協働して、各年度における重点項目に沿ったテーマで、寸劇、パネルディスカッション、講習会、講演会等を開催しています。

また、地域包括支援センターで開催するイベントに参加して、啓発を行うとともに、「くわな在宅医療・介護マップ」、広報くわな、桑名市ホームページ、リーフレットにおいて、啓発を行っています。

### 2) 課題

- ・在宅医療を受ける側である療養者の家族の在宅医療に対する理解不足が、在宅医療推進の支障となっているケースもあると考えられます。
- ・在宅医療に関心のない市民への啓発の方法を検討する必要があります。
- ・在宅医療の利用について、「もしもの時」に備えて元気な時から考えるきっかけづくりをする必要があります。

### 3) 第7期における方針

地域住民に対する講習会等を開催し、市内における在宅医療と介護の実例や看取りの体験談、桑名市と「桑名市在宅医療・介護連携支援センター」が行っている在宅医療・介護連携事業の取り組み状況等を紹介し、市民に在宅医療・介護の実状を知ってもらうとともに、在宅医療・介護への理解促進を図っていきます。その際には、関心のない人に「もしもの時」のことを考えてもらうため、地域の小さな単位の集まりへ出向き啓発を行います。また、リーフレット等を作成し、在宅医療を受ける選択ができることの周知を図ります。

## へ 在宅医療・介護連携に関する医療・介護専門職に対する研修

### 1) 現状

「桑名市在宅医療・介護連携支援センター」及び「在宅医療・介護連携調整会議」の委員と桑名市が協働して、「在宅医療と介護の多職種連携研修会」を開催しています。なお、テーマにより、病院等と合同で開催し、多職種間での更なる連携の拡大と強化を図っています。

また、市内在職のリハビリテーション専門職の交流会を開催しています。

### 2) 課題

- ・医療・介護従事者の更なる資質向上が必要であり、事例を用いた研修会等の実施を検討する必要があります。
- ・研修会に出席しない医療・介護従事者への働きかけを検討する必要があります。
- ・急性期から回復期を経て維持期へ至る医療機関の分化・連携のほか、在宅医療・介護連携をさらに推進させるためにも、リハビリテーションに関する業務の現状・課題の把握及び地域資源を共有する必要があります。

### 3) 第7期における方針

医療・介護専門職を対象として各専門職のスキルアップを目指した多職種連携研修会を開催するとともに、必要に応じて、病院との合同開催等を継続して行っていきます。

また、現場に従事するリハビリテーション専門職が、自らの現状・課題などを把握できるように、リハビリテーション専門職で構成する団体等に対して交流会を開催することを働きかけ、実施を支援していきます。

## ト 在宅医療・介護サービスの提供に関する情報の共有

### 1) 現状

医療・介護専門職のICTを活用した情報共有システム「ゆめはまちゃん・医療介護ネットワーク」を運用しています。行政機関も利用をはじめており、他の市町との連携についてもルール整備を行い、周知を図りました。

また、紙媒体の情報共有の様式として「主治医とケアマネの連絡票」及び「地域連携口腔ケアサマリー」があります。

### 2) 課題

- ・「ゆめはまちゃん・医療介護ネットワーク」に登録していない市内の医療機関や介護事業所があるため、行政や医師会からの情報を周知する手段としては不十分な点があります。
- ・近隣市町との情報連携システムとの互換性に問題があります。

### 3) 第7期における方針

情報共有ツールの活用等を通じた医療・介護専門職相互の情報共有を目指し、「ゆめはまちゃん・医療介護ネットワーク」の運用ルールの整備や操作方法・活用方法について勉強会を開催し、多職種連携での活用を図っていきます。

また、他自治体との情報連携及び診療報酬に結びつけた活用を行うため、国や三重県に支援を求めています。

## チ 在宅医療・介護サービスの提供体制の整備

### 1) 現状

在宅医療・介護連携を推進する環境を整備するため、在宅患者の急変に際しての一時的な入院を確保することは重要です。

これを踏まえて、在宅患者の急変に際しての一時的な入院を受け入れる病院及び有床診療所の病床を確保しています。

### 2) 課題

- ・訪問診療に従事する医師の負担軽減を図るため、医師相互間の連携の推進について検討する必要があります。
- ・バックベッド（在宅患者用のいつでも入院できる病床）の確保はあるものの、稼働状況等について把握できていません。

### 3) 第7期における方針

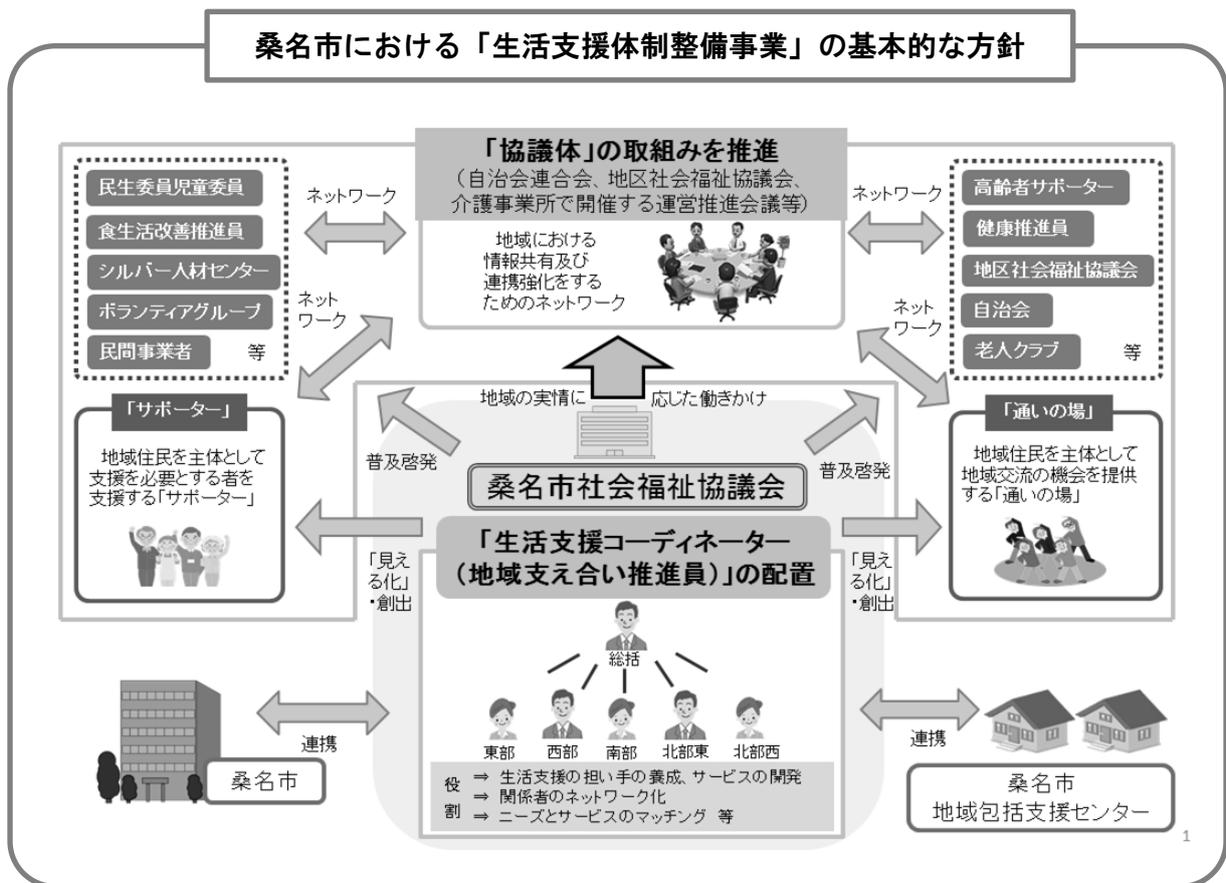
医師への訪問診療への理解促進のため、訪問診療同行研修の仕組みづくりを検討します。また、「桑名市在宅医療・介護連携支援センター」において、容体急変時に利用できるバックベッド（在宅患者用のいつでも入院できる病床）の稼働状況等を把握し、情報提供します。

⑥ 生活支援体制整備事業の現状と課題、第7期における方針

高齢になっても、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるためには、医療や介護のほか、日常生活支援を必要とすることも少なくありません。しかし、近年、高齢者単身世帯や高齢夫婦世帯の増加等を背景に、家族による高齢者に対する世話に過度に依存することが困難になってきており、地域住民相互の支え合いが求められます。

積極的な高齢者の社会参加は、地域における支援の担い手となって社会的役割を得るだけでなく、高齢者自身の生活に対する意欲を高め、自らの介護予防にも効果があります。

そこで、桑名市においては、2015（平成27）年度から「生活支援体制整備事業」を実施し、多様な日常生活上の支援体制の強化及び高齢者の社会参加の推進に取り組んでいます。



## イ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

### 1) 現状

桑名市では、桑名市社会福祉協議会に委託し、2015（平成27）年度より、①市全体を区域にする第1層で統括的な「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」<sup>注24</sup>（以下、「生活支援コーディネーター」といいます）、②日常生活圏域に相当する第2層でそれぞれの地域包括支援センターの管轄区域を担当する「生活支援コーディネーター」を配置し、桑名市、地域包括支援センターと相互の連携を確保しています。

また、「生活支援コーディネーター」は、地域住民を主体とした「サポーター」「通いの場」について「見える化」・創出に取り組むとともに、地域における関係者間のネットワーク構築を行っています。

### 2) 課題

- ・第1層、第2層ともに計画どおりの人数の「生活支援コーディネーター」が配置され、国の「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」等に記載されている「生活支援コーディネーター」の役割（①生活支援の担い手の養成、サービスの開発、②関係者のネットワーク化、③ニーズとサービスのマッチング等）について、第1層・第2層の「生活支援コーディネーター」が連携しながら取り組んでいますが、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

### 3) 第7期における方針

「生活支援コーディネーター」については、引き続き、社会福祉協議会に委託し、第1層、第2層の「生活支援コーディネーター」を配置します。

「生活支援コーディネーター」は、その役割である「生活支援の担い手の養成、サービスの開発」、「関係者のネットワーク化」、「ニーズとサービスのマッチング」等に引き続き取り組んでいきます。

注24 「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」は、「高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者」をいう。（「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月厚生労働省老健局長通知））

また、「生活支援コーディネーター」の活動にあたっては、桑名市や地域包括支援センターの職員との連携を図っていきます。

さらに、桑名市総合計画の実現に向けた地域コミュニティ施策となる「地域創造プロジェクト（案）」では「まちづくり協議会（仮称）」の形成を目指し、地域には「地域担当職員」を配置することを予定していますが、こうした関係者との連携も図っていきます。

## ロ 「協議体」の設置

### 1) 現状

桑名市では、2015（平成27）年度以降、段階的に「協議体」<sup>（注25）</sup>を設置しています。具体的には、市全体を区域にする第1層では、「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」を「協議体」として活用しています。

また、日常生活圏域に相当する第2層では、地区社会福祉協議会を単位として、「協議体」の設置に取り組んでいます。この第2層「協議体」の設置に向けては、桑名市社会福祉協議会において、各関係者との情報共有及び連携・協働を図りながら、それぞれの地域の実情に応じた働きかけを行っています。

なお、地区社会福祉協議会が設立されていない地区では、桑名市社会福祉協議会において、地区社会福祉協議会の設立を働きかけています。

### 2) 課題

- ・2018（平成30）年度内に全圏域において、「協議体」の設置を行う必要があります。<sup>（注26）</sup>
- ・地区社会福祉協議会を単位としているものの、多度、長島では、旧町（中学校区）での地区社会福祉協議会の設置となっており、地域での取組みを推進する中ではもう少し小さな単位での活動が望ましい場合があります。
- ・また、それ以外の地区においても、設置単位は柔軟に設定したほうが、住民の主体的な活動がより期待できる可能性があります。

注25 「協議体」は、「各地域における生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク」をいう。（「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月厚生労働省老健局長通知）

注26 平成30年度内には、第1層、第2層の全圏域において、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を行うこと。（平成29年7月全国介護保険担当課長会議）

### 3) 第7期における方針

既に地域にある自治会連合会、地区社会福祉協議会や介護事業所で開催する運営推進会議など、地域によって様々な「協議体」のかたちを認めながら、これを推進します。

また、「生活支援コーディネーター」が積極的に地域住民に働きかけて、ワークショップや出前講座等を地域の協力者と開催し、地域ケア会議（162頁参照）で抽出した課題を参考にしながら、地域に共通する課題や有効な支援策の検討、地域における情報共有や連携・協働を推進します。

さらに、桑名市では、桑名市総合計画で進める全員参加型市政をめざし、新たな地域コミュニティ組織「まちづくり協議会（仮称）」の設置を推進していく方針がありますが、この「まちづくり協議会（仮称）」の設置も見据えながら、地域課題の検討や地域の関係者が協働できることを地域の関係者等と協議していきます。

## ハ 日常生活支援に関する地域住民に対する普及啓発

### 1) 現状

「生活支援コーディネーター」及び「協議体」が実効的に機能するよう、桑名市社会福祉協議会において、地域の関係者と連携しながら、様々な機会を通じ、地域住民に対し、

- ① 「セルフマネジメント（養生）」の重要性
- ② 地域住民を主体として日常生活支援に取り組む必要性
- ③ 地域住民を主体とする取組みについて、地域住民相互間で話し合っ  
てコンセンサスを得るとともに、地域住民相互間で共有して内外に対する「見える化」を図る必要性

等について、問題意識の共有を働きかけています。

2) 課題

- ・市全体で見た場合、概ね普及啓発は進んでいますが、地区別に見た場合、普及啓発ができなかった地区もありました。

3) 第7期における方針

「生活支援コーディネーター」が積極的に地域住民に働きかけて、ワークショップや出前講座等を地域の協力者と開催します。

このワークショップ等の開催を通じて地域住民に対し、前述の問題意識の共有を働きかけていきます。

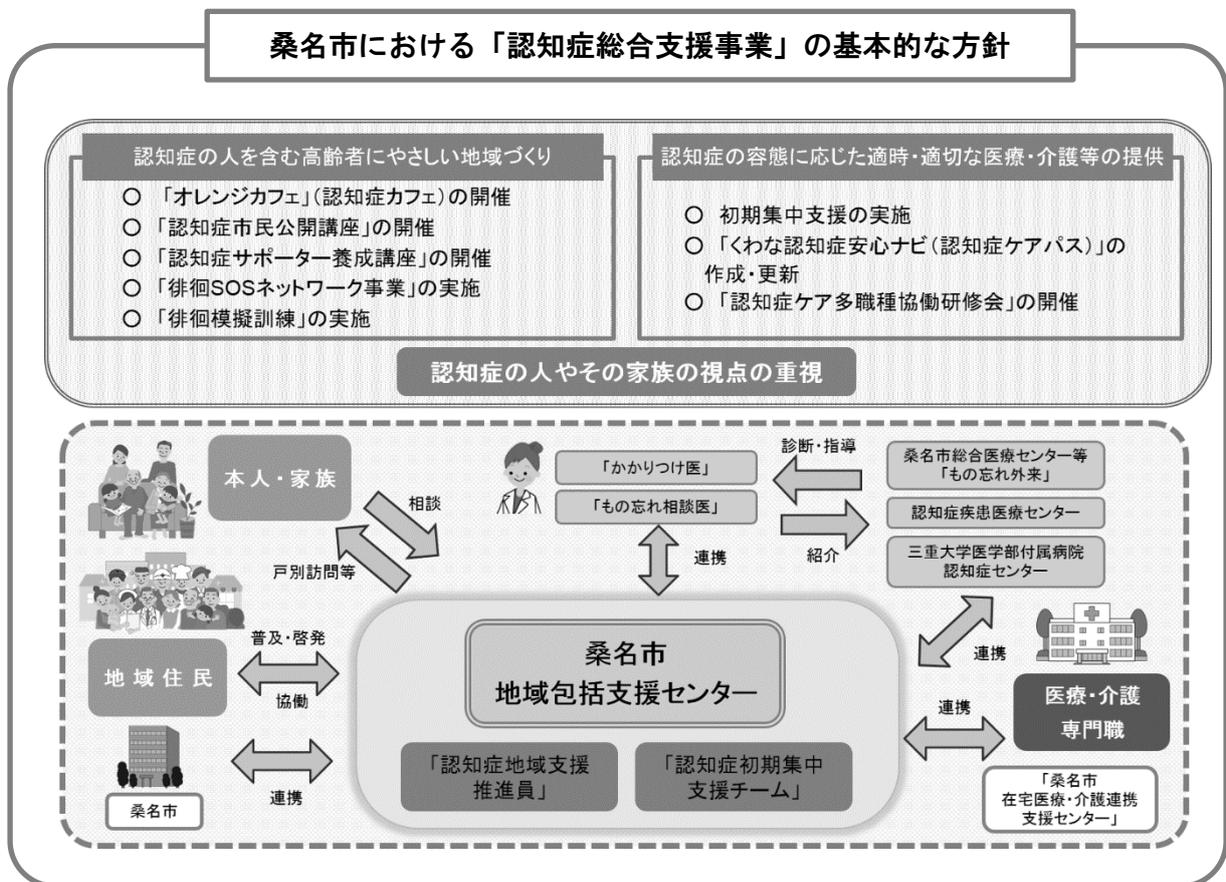
⑦ 認知症総合支援事業の現状と課題、第7期における方針

地域で認知症高齢者及びその家族を支援するためには、保健・医療・福祉・介護専門職のほか、地域住民も含め、問題意識を共有した上で、相互に連携して対応することが重要です。

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるために、桑名市では、2015（平成27）年度から、「認知症総合支援事業」を実施しています。

国は、2015（平成27）年1月に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を策定し、2017（平成29）年7月にはその内容の改訂を行っていますが、この方針と整合を図りながら事業を推進します。

また、地域包括支援センターに配置された「認知症地域支援推進員」が、認知症の本人、家族、認知症の人を支える地域住民、医療・介護及び生活支援を行うサービス事業所等のネットワーク形成を積極的に行い、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに努めていきます。



## イ 認知症の容体に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

### 1) 「認知症初期集中支援チーム」の設置

#### (イ) 現状

保健・福祉専門職及び桑名医師会の推薦を受けた嘱託医によって構成される「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター5か所に設置しています。地域包括支援センターの医療職、福祉職各1～2名と医師会推薦の認知症サポート医1名がチーム員となり戸別訪問、チーム員会議等の活動を行っています。

#### (ロ) 課題

- ・適宜チーム員での打ち合わせやヒアリングを実施し、チーム員活動の充実に努める必要があります。
- ・また、認知等に関するリスクを抱え、支援を必要とする人に戸別訪問を実施していますが、その対象者を「桑名市介護予防・日常生活圏域二ーズ調査『いきいき・くわな』」の結果を用いて抽出する際の基準やチーム員会議の在り方等について検討していく必要があります。
- ・「認知症初期集中支援チーム」についてさらに周知を行い、支援が必要な方に早期に関わりを持てる体制づくりを進めていく必要がある。

#### (ハ) 第7期における方針

認知症で支援につながっていない人をより早期に把握できるよう、「桑名市介護予防・日常生活圏域二ーズ調査『いきいき・くわな』」から抽出する基準や「認知症初期集中支援チーム」の周知方法について評価、見直しを行っていきます。

また、チームによる個々の支援から得られた個別課題を積み重ね、地域全体の課題抽出につなげていきます。

## 2) 「くわな認知症安心ナビ（認知症ケアパス）」の作成及び更新並びに公表

### (イ) 現状

認知症の状態に応じてどのようなサービスを利用することが可能であるか、地域資源の「見える化」を図るため、「くわな認知症安心ナビ（認知症ケアパス）」（以下、「認知症ケアパス」といいます。）を2015（平成27）年3月に作成し、その後随時、情報更新を行っています。

### (ロ) 課題

- ・情報更新を行ってきましたが、内容の見直し、配布・周知方法についての検討は十分にできていない状況でした。
- ・また、「認知症ケアパス」がどの程度活用されているか、十分に把握できていないため、把握方法の検討とその把握結果を内容に反映させる必要があります。

### (ハ) 第7期における方針

認知症に関する医療・介護・生活支援など、様々な支援に関する情報を分かりやすく提示することを目標に、適時、「認知症ケアパス」の内容を更新するとともに、「認知症地域支援推進員」で内容や配布・周知方法等について検討していきます。

## 3) 「認知症ケア多職種協働研修会」の開催

### (イ) 現状

2014（平成26）年度まで、保健・医療・福祉・介護専門職等の参加を得て、「認知症の事例を通して連携を考える研修会」を年2回開催してきましたが、その機能を引き継ぐ形で「認知症ケア多職種協働研修会」を開催しています。

なお、同様の研修会があること（特に「在宅医療・介護連携推進事業」で多職種研修が位置づけられていること）等により、2016（平成28）年度より年1回に回数を減らして開催しています。

(ロ) 課題

- ・同様の研修会（「在宅医療・介護連携推進事業」による多職種協働研修会）も開催されており、対象者も重複しています。
- ・また、幅広い事業所から参加してもらえよう周知を図っていますが、参加者はあまり増加していない状況です。

(ハ) 第7期における方針

「在宅医療・介護連携推進事業」による多職種協働研修会の一つのテーマとして認知症に関する内容を盛り込み、共催で開催しています。

ロ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

1) 「オレンジカフェ」の開催

(イ) 現状

2014（平成26）年度まで開催していた「介護者のつどい」、「認知症家族のつどい」及び「ほっとやすらぎ空間」を廃止し、2015（平成27）年度より、認知症高齢者やその家族が参加して交流を深める「オレンジカフェ」を開催しています。

市内には、地域包括支援センターが開催しているものや地域密着事業所、医療機関等で開催しているものがあります。

なお、2016（平成28）年度より、認知症の人と家族の会による桑名地区のつどいが開催されるようになりました。

(ロ) 課題

- ・「オレンジカフェ」の実施場所、内容等についての基準がないため、それぞれ独自の内容で実施していますが、事業の本来の趣旨を踏まえて、各「オレンジカフェ」の目的や内容の摺合せや底上げが必要かなど検討する必要があります。
- ・また、これまでは認知症初期や若年性認知症の本人やその家族が思いを話し、気持ちを共有できることを主目的とした「オレンジカフェ」はありませんでしたが、認知症初期の人や若年性認知症の人を支援する機会が増えてきており、こうした方を対象とした「オレンジカフェ」のニーズが高

まっています。

- ・このほか、「オレンジカフェ」に参加しやすい環境や内容を検討する必要があります。

#### (ハ) 第7期における方針

「オレンジカフェ」を開催する地域包括支援センターや各事業所等において、桑名市における「オレンジカフェ」の目的、役割を共有し、これを開催していきます。

それに加え、認知症本人の参加や若年性認知症の人の家族等、これまでのカフェには参加が難しかった人が参加しやすいような「オレンジカフェ」を、桑名市と地域包括支援センターが連携して企画し、開催していきます。

### 2) 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

#### (イ) 現状

認知症の方やその家族を支える地域づくりのため、「認知症市民公開講座」、認知症の人やその家族、支援者等が参加してタスキをつないでゴール目指すイベント「RUN伴（らんとも）」など、認知症への理解を深める取組を行っています。

#### (ロ) 課題

- ・これまでの取組みの効果検証と、普及・啓発の手法の見直しが適宜必要となります。

#### (ハ) 第7期における方針

地域包括支援センターに配置された「認知症地域支援推進員」を中心に、さらに効果的な普及・啓発の在り方を検討し、関係者以外にも幅広い方に認知症の理解を深めるため、取組を進めていきます。

### 3) 地域での見守り体制の整備

#### (イ) 現状

認知症の人やその家族が安心して暮らすためには、地域による見守り体制づくりが重要です。認知症の方を温かく見守るサポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」や、行方不明になる恐れのある方を事前登録し、行方不明になった場合に協力機関にFAXで搜索の協力依頼をする「徘徊SOS緊急ネットワーク事業」、地域住民が徘徊する高齢者への声掛けなどを体験するための「徘徊模擬訓練」に取り組んでいます。

#### (ロ) 課題

- ・今後もさらに多くの地域で「認知症サポーター養成講座」や「徘徊模擬訓練」を実施し、住民と認知症の方やその家族が安心して暮らせる地域づくりについて考え、協働していく必要があります。

#### (ハ) 第7期における方針

地域包括支援センターに配置された「認知症地域支援推進員」を中心に、地域特性に合わせた手法で地域住民とともに認知症について考える機会を持ち、取組を進めていきます。

## ハ 認知症本人および家族の視点の重視

### 1) 現状

国の「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」において、さまざまな認知症に対する取組の中に認知症の本人や家族の視点を重視することが明記されています。具体的には認知症の啓発に本人が参加したり、本人が活躍できる場、集える場の確保、認知症施策への参画等が挙げられています。桑名市においても、こうした点を踏まえて取組を進めています。

## 2) 課題

- ・認知症の本人が参加できる場として「オレンジカフェ」を開催していますが、認知症初期の方については、地域での活躍、認知症施策への参画など認知症本人の力を活かしていける場づくりができることが望まれています。
- ・また、若年性認知症の支援については、三重県が主体で進めているが、早期から関わり、支援するケースが増えてきているため、桑名市独自での事業も検討が必要です。

## 3) 第7期における方針

認知症の本人、家族、地域住民、専門職等を集めた「地域ケア会議」の開催、認知症本人の声を施策に反映させる仕組み（「本人ミーティング」の開催）の手法について検討していきます。